

## 港区立精神障害者地域活動支援センター条例の一部改正について

港区立精神障害者地域活動支援センターの改築に合わせて、事業を拡充するとともに、施設の名称を変更するため、港区立精神障害者地域活動支援センター条例の一部を改正します。

### 1 条例改正の概要

#### (1) 条例の題名及び施設の名称の変更

##### ①条例の題名

港区立精神障害者地域活動支援センター条例

→ 港区立精神障害者支援センター条例

##### ②施設の名称

港区立精神障害者地域活動支援センター

→ 港区立精神障害者支援センター

#### (2) 事業内容

次のように新規事業を実施するため、規定を整備します。(別紙参照)

##### ①短期入所(第3条第2号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」といいます。)第5条第8項に規定する短期入所事業

##### ②就労継続支援(第3条第3号)

法第5条第14項に規定する就労継続支援事業

##### ③生活体験プログラム事業(第3条第6号)

社会生活への適応に向けた基本的な生活習慣を身に付けるための区独自の事業

#### (3) 利用料金

法及び児童福祉法に基づく事業を利用する者は、契約のうえ、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用を利用料金として、指定管理者に支払うこととします。

##### ①短期入所、就労継続支援

次の(ア)及び(イ)の合計額

(ア)厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

法により、利用者負担は原則1割。(所得に応じた区分ごとの負担上限月額が設定されています。)

(イ) 特定費用の額

食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用。

②地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援  
利用者負担なし。

③上記以外の事業は、無料。

## 2 今後のスケジュール (予定)

令和2年	2月	指定管理者候補者の公募開始
	6月	令和2年第2回港区議会定例会 (指定管理者の指定議案提出)
令和3年	4月1日	条例施行

港区立精神障害者支援センターの事業について

別紙

事業名 (根拠法令等)	対象者	利用 人数	利用者 負担	実施時間	休業日
地域生活支援事業 (法第77条第1項第9号、条例第3条第1号)	区内に住所を有する精神障害者並びにその家族及び支援者	—	利用者負担なし	9:00~20:00 ただし、土曜日、日曜日は、17:00まで	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
相談支援 地域相談支援 (法第5条第18項、条例第3条第4号)	法第51条の5第1項に規定する地域相談支援給付決定を受けた者				
相談支援 計画相談支援 (法第5条第18項、条例第3条第4号)	法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等				
相談支援 基本相談支援 (法第5条第19項、条例第3条第4号)	区内に住所を有する障害者及び障害児並びにその保護者及びその障害者又はその障害児の介護を行う者				
障害に対する理解促進を図るための普及啓発等 (規則第65条の14、条例第3条第7号)	事業の利用又は参加を希望する者				
障害児相談支援 (児童福祉法第6条2の2第7項、条例第3条第5号)	児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者	2名	1割負担	終日	無休
短期入所【新規】 (法第5条第8項、条例第3条第2号)	次のいずれかに該当する者 ・精神障害者であって、法第22条8項に規定する受給者証の交付を受けたもの ・障害児（精神に障害のある児童に限る。）に係る保護者であって、受給者証の交付を受けたもの ・児童福祉法第21条の6の規定により港区立精神障害者支援センターの短期入所の措置を受けた障害児（精神に障害のある児童に限る。）				
就労継続支援【新規】 (法第5条第14項、条例第3条第3号)	精神障害者であって、法第22条8項に規定する受給者証の交付を受けたもの				
生活体験プログラム事業【新規】 (条例第3条第6号)	次のいずれにも該当する者 ・区内に住所を有する精神障害者 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は法施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係る法第54条第3項に規定する医療受給者証の交付を受けた者 ・障害の程度等が区規則で定める要件に該当する者	10名	無料	平日のうち 週3回 10:00~16:00	土曜日、日曜日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

※法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

※規則は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」

※条例は「港区立精神障害者支援センター条例」